

中小企業組合関係者の皆様へ

組合事業の活性化に取り組む 中小企業組合を応援します。

組合事業の活性化に取り組む中小企業組合への事業の一部を助成！！

このたび、大阪府では組合事業の活性化に取り組む府内の中小企業組合に対し、「組合先進事業創出事業」として当該事業経費の一部を補助する制度を創設しました。

■「組合先進事業創出事業」は次のような組合事業を対象とします。

組合(員)が共同で組合事業の活性化のため、先進的事例(販路開拓、IT情報化、新商品開発等)の調査・研究を行うとともに、それらを実現化するための事業であり、他の組合でも活用可能な事業



■募集概要

- ・募集予定組合数：20組合〔平成23年度〕

＜対象組合＞大阪府内に主たる事務所がある事業協同組合、企業組合、
商工組合、協業組合、商店街振興組合、有限責任事業組合(LLP)

- ・募集時期：平成23年6月1日(水)～6月13日(月)
- ・選定方法：組合から提案のあった事業についての書面審査並びにプレゼンテーションにより、大阪府の外部委員で構成する選定委員会にて審査の上決定します



- ★ 組合先進事業として選定されましたら、経費の一部が補助されます。
〔補助対象：事業経費全体の1/2 限度額100万円〕
- ★ 組合先進事業の成果については、他の中小企業組合でも活用できるよう、大阪府ホームページに掲載します。

お問い合わせ先

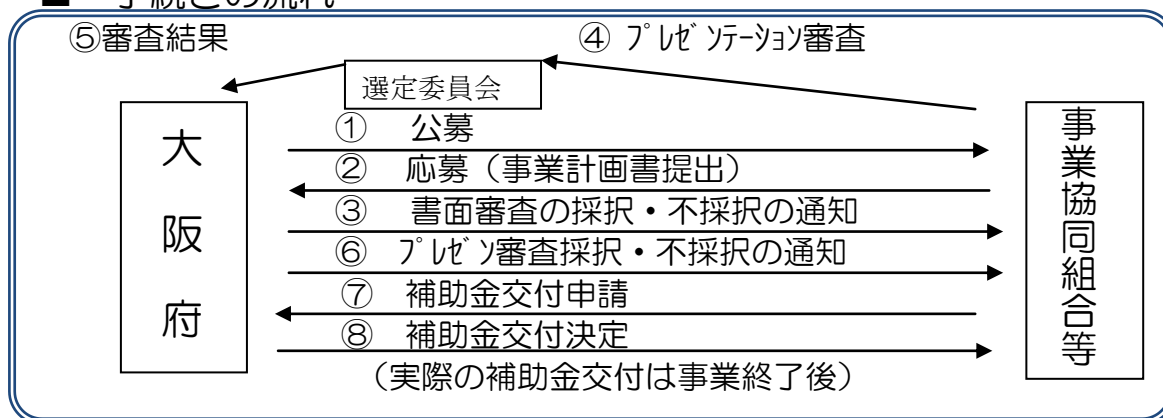
〒559-8555

大阪府商工労働部商工振興室商業支援課団体グループ(咲洲庁舎25階)

TEL 06-6210-9498 / FAX 06-6210-9505

<http://www.pref.osaka.jp/shogyoshien/sensinjigou/index.html>

■ 手続きの流れ



■ よくある質問

Q1 「組合先進事業創出事業」とはどのようなものですか？

A1 組合（員）が共同で、組合事業の活性化のため、先進的事例（販路開拓、IT 情報化、新商品開発等）の調査・研究を行うとともに、それらを実現化するための事業であり、他の組合でも活用可能なものとして、先進的な要素を持つ事業を考えています。なお、組合先進事業創出事業は、大阪府の外部委員で構成する選定委員会において、組合からの事業提案説明（プレゼンテーション）を受け採択します。

Q2 事業の補助はどれくらいまで支給されますか？

A2 組合先進事業実施費用の1/2を補助します。例えば、事業費50万円なら25万円が補助対象となります。ただし、上限は100万円ですので、全体で300万円の場合でも、補助額は1/2の150万円ではなく、100万円となります。

Q3 人件費は対象ですか？

A3 人件費は補助対象外です。

Q4 大阪府から補助金は、いつ支払われるのですか？

A4 補助金は、事業終了後、大阪府の補助金検査を受けていただき、補助金額が確定した後にお支払いすることになります。

Q5 大阪府が別途実施する「組合事業向上支援事業」と併せて申請できますか？

A5 「組合先進事業創出事業」と「組合事業向上支援事業」の両事業とも 同じ共同事業の内容の場合は、申請はできません。
※異なる共同事業であれば申請可能です。

Q6 事業の成果は1年で出ないと思われませんが、大阪府のホームページには公表されるのですか？

A6 実施事業の内容により、即効的な成果は表れにくいものもあると思われるので、事業終了後2年目、3年目まで報告をしていただき、ホームページにはその成果を公表していきます。

〔募集申込み方法〕 詳しくはホームページをご覧ください。

(<http://www.pref.osaka.jp/shogyoshien/sensinijougou/index.html>)

平成23年度 組合先進事業創出事業 公募要領

1 目的

本要領は、平成23年度組合先進事業創出事業実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める組合から提案される組合先進事業に係る公募に対し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業内容

(1) 事業概要

組合からの事業提案を受け、学識経験者や専門家等で構成する選定委員会で選定された事業（以下「組合先進事業」という。）について、大阪府が経費の一部を補助する。

(2) 支援内容

- ・ 組合先進事業に要する経費を補助（補助率：事業に必要な経費の1/2〔上限100万円〕）
対象経費は以下のものとする。

対象経費
委員手当、専門家謝金、講師謝金、旅費、会場借上費、会場設営費、資料費、印刷費、広告宣伝費、集計費、車両借上費、委託費、借損料、原稿料、原材料費、機械装置等購入費、備品費、製造・改良・捉付料・加工費、実験費、光熱費、試作費、設計費、消耗品費、雑役務費、通信運搬費、燃料費

(3) 支援対象事業

当該事業を通じて、組合の活性化が図られること
他の組合でも活用可能な組合事業であること

注意：「事業」とは、組合員のために行う共同事業をさす。

補助事業終了後に、組合新規事業となる場合は定款変更が必要です。

(4) 支援対象事業者

大阪府内に主たる事務所がある事業協同組合、企業組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合、有限責任事業組合（LLP）

3 応募方法

次の書類を、大阪府商工労働部商工振興室商業支援課団体グループまで持参すること。

(提出必要書類：各8部)

応募申請書（様式第1号）

事業計画書（様式第2号）

補足説明資料（様式自由、A4サイズ）

添付資料（コピーで可）

ア．団体の定款（任意団体は規約）

イ．役員名簿

ウ．団体の平成23年度事業計画〔なお、平成23年度分が提出不可の場合、22年度分を提出すること〕

エ．団体の平成23年度収支予算書〔なお、平成23年度分が提出不可の場合、22年度分を提出すること〕

応募書類一式は返却しません。

応募申請書、事業計画書は、大阪府ホームページからダウンロードしていただけます。

(1) 公募要領の配布および応募書類の受付

ア 配布期間

平成23年5月13日（金）から平成23年6月13日（月）まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

なお、平成23年6月13日(月)は午後1時までとします。

イ 配布方法

下記配布場所で配布するほか、商業支援課のホームページからもダウンロードできます。

(郵送による配布は行いません)

ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.jp/shogyoshien/shokai.html>

ウ 受付期間

平成23年6月1日(水)から平成23年6月13日(月)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

エ 提出方法

書類は受付場所に持参してください。(郵送不可)

オ 配布及び受付場所

大阪府商工労働部商工振興室商業支援課団体グループ

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎25階(下記地図参照)

電話：06-6210-9498 FAX：06-6210-9505

(2) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(3) 説明会

ア 開催日時

平成23年5月23日(月)午前10時00分から(1時間程度)

終了時刻については、進行状況により前後する可能性がありますのでご了承ください。

また、来庁の際は公共交通機関をご利用ください。

イ 開催場所

大阪府咲洲庁舎44階 会議室

住所：大阪市住之江区南港北1-14-16

ウ 参加方法

電子メールやFAXで受け付けますので、「件名」の始めに「組合先進事業創出事業説明会出席」と必ず明記し、事業者名、参加人数、参加者氏名、連絡先(昼間連絡可能な電話番号、メール)を記載してお送りください。

メールアドレス：shokoshinko@sbox.pref.osaka.lg.jp

FAX番号：06-6210-9505

口頭、電話による申し込みは受け付けません。

会場の都合により、応募1組合につき、2名まででお願いします。

説明会への出席者多数の場合、別の時間枠にて説明会を追加開催する場合があります。その際は予め、通知します。

エ 申込期限

平成23年5月20日(水)午後5時まで

(4) 質問の受付

ア 提出方法

電子メールで受け付けますので、「件名」の始めに「[質問]組合先進事業創出事業」と必ず明記してお送りください。

メールアドレス：shokoshinko@sbox.pref.osaka.lg.jp

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

電話、FAXでのお問い合わせはご遠慮ください。

イ 受付期限

公募開始日から平成23年5月27日（金）午後5時までとします。

ウ 質問への回答

商業支援課のホームページに掲載します。個別には回答しませんのでご了承ください。

ホームページアドレス：<http://www.pref.osaka.jp/shogyoshien/shokai.html>

受付場所等の所在地



(最寄駅)

- ・地下鉄中央線
「コスモスクエア」駅下車、
南東へ徒歩8分
- ・ニュートラム南港ポートタウン線
「トレードセンター前」駅下車、
ATC直結

(配布及び受付場所)

大阪府咲洲庁舎25階

商業支援課団体グループ

(説明会開催場所)

大阪府咲洲庁舎44階 会議室

4 選定方法

(1) 「組合先進事業創出事業」選定委員会

選考は、学識経験者、商業専門家など外部委員による「組合先進事業創出事業」選定委員会において、書類審査及び面接審査（プレゼンテーション）により行う。

(2) 審査の手順

一次選考（書類審査）

申請内容に関する書類審査を実施（合否について別途通知）

二次選考（プレゼンテーション）

書類審査を通過した組合は、「組合先進事業創出事業」選定委員会にてプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションについては、平成23年6月下旬を予定（日時・場所等につきましては、対象者に別途通知）

(3) 審査基準

審査は、次の基準に基づき総合的に行う。（各20点×5＝計100点満点）

先進性・・・活性化に向けた新しい取組みであるか。

モデル性・・・他の組合のモデル的な取組みとなりうるか。

向上性・・・組合員である中小企業の経営向上につながるか。

実現可能性・・・事業実施の体制が構築されているか。予算的な問題はないか。

組合の意欲・・・組合の意欲はあるか。

(4) 選定予定件数
20組合(予定)

(5) 選定結果

審査の結果については、平成23年6月下旬(予定)に書面にて通知するとともに、大阪府ホームページで公開します。

〔審査内容に関するお問い合わせについては応じられません。あらかじめご了承ください。〕

5 選定後のスケジュール

- ・審査結果通知後、組合先進事業創出事業(補助事業)を実施して頂きます。(実施期間は平成24年3月30日まで)
- ・事業終了後又は実施期間終了後、補助事業の成果を府へ報告して頂きます。
- ・府へ報告のあった補助事業については、他の組合でも活用できるよう、その成果を大阪府ホームページへ掲載します。